

東京大学総長室総括委員会内規

平成16年7月23日

総長裁定

平成18年9月14日全部改正
平成19年5月22日一部改正
平成19年7月3日一部改正
平成20年10月7日一部改正
平成22年3月11日一部改正
平成22年3月30日一部改正
平成23年7月5日一部改正
平成24年3月29日一部改正
平成25年3月5日一部改正
平成25年6月27日一部改正
平成26年3月27日一部改正
平成26年6月26日一部改正
平成27年3月26日一部改正
平成28年2月24日一部改正
平成28年5月19日一部改正
平成28年9月21日一部改正
平成28年9月29日一部改正
平成28年11月24日一部改正
平成29年3月2日一部改正
平成31年1月31日一部改正
平成31年3月22日一部改正
令和元年11月28日一部改正
令和2年3月26日一部改正
令和2年4月30日一部改正
令和2年6月25日一部改正
令和2年11月26日一部改正
令和3年2月25日一部改正
令和3年3月25日一部改正
令和4年3月24日一部改正
令和4年10月28日一部改正
令和5年3月24日一部改正
令和5年9月21日一部改正
令和5年12月21日一部改正
令和6年12月26日一部改正

(目的)

第1条 この内規は、総長室総括委員会（以下「総括委員会」という。）の任務、組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 総括委員会は、東京大学基本組織規則第13条及び第18条に基づく室等について（以下「室等の総長裁定」という。）1（2）に基づく組織の設置又は改廃等について審議し、役員会に報告する。

- 2 総括委員会は、前項の審議を行うにあたり、原則として、学術推進支援室に意見を聴くものとする。
- 3 総括委員会は、室等の総長裁定別表1に定める組織のうち、総括プロジェクト機構の管理運営に関する事項について審議する。

- 4 総括委員会は、室等の総長裁定別表1に定める組織のうち総括プロジェクト機構を除く組織（以下「機構等」という。）の管理運営に関する共通の事項について審議する。
- 5 総括委員会は、室等の総長裁定1に定める室等の教員の選考について審議する。
- 6 前項の場合に限り、総括委員会は、東京大学基本組織規則第9条第5項に定める教授会に相当するものとみなす。
- 7 総括委員会は、室等の総長裁定1に定める室等の教員に係る名誉教授候補者の推薦について審議する。

（組織）

第3条 総括委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 総括委員会委員長は、総長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 総括委員会委員長は、総括委員会を招集し、その議長となる。
- 3 総括委員会委員長に事故あるときは、あらかじめ総括委員会委員長の指名する総括委員会委員がその職務を代理する。

（委員）

第5条 総括委員会委員は、次に掲げる者に総長が委嘱する。

- (1) 副学長 2名以上
 - (2) 教育研究部局の長 7名以上
 - (3) 総括プロジェクト機構の長
- 2 第5条に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（開催）

第6条 総括委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。

（議事）

第7条 総括委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、総括委員会委員長が決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教員の選考にかかる議事については、別に定める。
- 3 総括委員会の審理にあたっては、総括委員会が必要と認めたオブザーバーの意見を聴取することができる。

（専門委員会）

第8条 総括委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

（選考委員会）

第9条 総括委員会は、室等の教員候補者の選考に際し、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会の長は、次項第1号の委員のうちから総括委員会委員長が指名する。
- 3 選考委員会の委員は、次に掲げる者に総括委員会委員長が委嘱する。
 - (1) 総括委員会委員 2名以上
 - (2) 当該室等に関係する本学教員 2名以上
 - (3) その他総括委員会委員長が必要と認めた本学教員
- 4 選考委員会は、委員5名以上で組織する。
- 5 選考委員会についてその他必要な事項は別に定める。

（総括委員会の庶務等）

第10条 総括委員会の庶務は、本部学術振興企画課において処理する。

- 2 選考委員会の庶務は、教員の選考に係る室等の主担当部署等において処理する。
- 3 それぞれの機構等の事務を担当する部局（事務組織）（以下「事務担当部局（事務組織）」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（改廃）

第11条 この内規の改廃は、総括委員会の意見を聴いて、総長がこれを行う。

（補則）

第12条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、総括委員会が定める。

附 則

この規則は、平成18年9月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成23年7月5日から実施し、改正後の東京大学総長室総括委員会内規の規定は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この裁定は、平成24年3月29日から実施する。

附 則

この裁定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年5月19日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年12月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成31年2月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和元年12月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年5月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年12月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年3月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和4年11月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和5年10月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和7年1月1日から実施する。

(別表)

組 織	事務担当部局 (事務組織)
ナノ量子情報エレクトロニクス研究機構	生産技術研究所
トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ	医学部附属病院、医科学研究所
生命科学ネットワーク	総合文化研究科
分子ライフイノベーション機構	医学部附属病院
Beyond AI 研究推進機構	本部協創課及び本部協創企画課
アト秒レーザー科学研究機構	理学系研究科
デジタルオブザーバトリ研究推進機構	本部協創課及び本部協創企画課
応用資本市場研究センター	本部協創課及び本部協創企画課
プラネタリーヘルス研究機構	本部協創課及び本部協創企画課